

2022年4月1日

お客さま各位

東海労働金庫

残高1万円未満の預金口座解約手続きの簡素化について

日頃は、東海労働金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫は、個人および個人事業主のお客さまにつきまして、ご本人さまがご来店される場合に限り、残高1万円未満で一定の条件を満たす口座の解約手続きを簡素化し、お届出印の押印を不要とする取扱いを下記の通り開始します。

記

1. 対象となるお客さま

個人および個人事業主のお客さま

※口座名義のご本人さまが来店される場合に限りです。

※未成年のお客さま名義の預金口座の場合は、親権者さまの同伴が必要となります。

2. 対象となる預金口座

口座残高が1万円未満の普通預金、貯蓄預金、定期預金、エース預金

※お取引の内容により、対象外となる場合もあります。

3. お持ちいただくもの

通帳、証書、キャッシュカード（いずれも発行されている場合）

顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等で住所・氏名・生年月日を確認できるもの）

※未成年のお客さま名義の預金口座は、親権者さまの顔写真付本人確認書類、および未成年のお客さまの本人確認書類（保険証等で住所・氏名・生年月日を確認できるもの）をお持ちください。

4. その他

発行されたキャッシュカードを喪失されている場合は、本件の対象となりますが、通帳・証書をご提示いただけない場合には、本件の対象外となります。

5. 取扱開始日

2022年4月1日（金）

以上